

組織再編で電話番号が変更になっているよ



◆ 新電話番号 ◆

- 南あわじ市役所(代表)
☎43-5001(総務課)
- 【議会】
議会事務局 ☎43-5005
- 【危機管理部】
危機管理課 ☎43-5203
- 【企画部】
秘書課 ☎43-5204
ふるさと創生課 ☎43-5205
うずしお世界遺産推進課 ☎43-5207
- 情報課 ☎43-5206
ケーブルテレビ ☎43-2345
- 【総務部】
総務課 ☎43-5001
財政課 ☎43-5209
管財課 ☎43-5210
- 【市民部】
市民課 ☎43-5212
税務課 ☎43-5213
環境課 ☎43-5214
- 【福祉部】
福祉課 ☎43-5216
子育て支援課 ☎43-5219
長寿福祉課 ☎43-5217
地域包括支援センター ☎43-5237
- 健康課 ☎43-5218
- 【農商部】
商工観光課 ☎43-5221
消費生活センター ☎43-5099
- 農林水産課 ☎43-5223
食の拠点推進課 ☎43-5224
農地整備課 ☎43-5225
- 【建設部】
建設課 ☎43-5226
都市計画課 ☎43-5227
下水道課 ☎43-5228
- 【会計】
会計課 ☎43-5229
- 【教育委員会】
教育総務課 ☎43-5230
学校教育課 ☎43-5231
社会教育課 ☎43-5232
体育青少年課 ☎43-5234
青少年育成センター ☎43-5238
- 【各委員会事務局】
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
監査委員事務局・固定資産評価審査委員会事務局 ☎43-5235
農業委員会事務局 ☎43-5236

南あわじ市政治倫理審査会委員候補者ならびに南あわじ市総合計画審議会委員を公募します

	政治倫理審査会委員候補者	総合計画審議会委員
委員会の役割概要	市長、議員等の政治倫理条例で規定されている市民からの調査の請求に係る調査審議等を行う	市長の諮問に応じ、総合的で計画的な行政の運営を図るための市の基本構想や基本計画の策定について調査審議を行う
募集人数	1人	3人
任期	平成27年10月1日から平成29年9月30日まで	平成27年9月から平成29年3月まで(予定)
応募期限	7月31日(金)午後5時まで	
応募資格	◆次の①～④の内容をすべて満たす人 ①市長および議会議員の選挙権を有する ②市議会議員、市職員でない ③市のほかの付属機関の公募委員ではない ④暴力団員ではない	
応募方法	応募用紙に必要事項を記入し、「私が考える公正で開かれた市政」をテーマに800字程度の小論文(書式自由)を添えて、総務課へ持参または郵送	応募用紙に必要事項を記入し、「南あわじ市の未来と取り組むべき課題」をテーマに800字程度の小論文(書式自由)を添えて、ふるさと創生課へ持参または郵送
問合せ先および郵送先	図総務課(市役所本館3階) ☎43-5001 市役所住 所 〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1	図ふるさと創生課(市役所本館3階) ☎43-5205

企業団地、みどりが丘団地の価格を改定しました!

- ◆企業団地
・BF-7-1 面積10,283.65㎡ 価格168,651,000円(16,400円/㎡)
- ◆みどりが丘団地(住宅用団地)
・H号地 面積152.33㎡ 価格4,051,000円(26,600円/㎡)
・33号地 面積218.62㎡ 価格7,010,000円(36,200円/㎡)
- ※詳細の場所等は市のホームページに掲載しています
図ふるさと創生課 ☎43-5205

第47代 淳仁天皇 没後1250年祭 『古文書・なつかしの写真』の展示資料の募集について

今年第47代淳仁天皇没後1250年にあたります。50年前の昭和40年には高松宮殿下ご夫妻がこの地を訪れ没後1200年祭が盛大に開催されました。賀集公民館では、1250年の節目の年にあたり、「淳仁天皇御陵」に関係する「古文書」「なつかしの写真」の展示を開催予定です。つきましては、皆様方から淳仁天皇・御陵にまつわる古文書・なつかしの写真等について広く募集します。(一定期間お預かりし、展示をさせていただく予定です。)

◆展示期間 平成27年10月24日(土)～11月1日(日)まで
◆展示場所 賀集公民館(市民交流センター)

●展示品につきましては、当公民館におきまして選別・選考させていただきます。
●なお、展示スペースには限りがございます。ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

図賀集公民館 ☎54-0331
☎54-0332
〒656-0514 南あわじ市賀集1053番地

知っていますか? 「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で7月は強調月間です。

犯罪や非行をした人たちは社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会を目指します!

図総務課 ☎43・5001

社会を明るくする運動

「啓発活動の日」の実施

- 日程 7月11日(土)
場所 湊地区公民館(旧西淡公民館) 大ホール
- ①講演会 午後1時30分
「更生保護の課題と方向性」をテーマに、神戸保護観察所民間活動支援専門官による講演会
※当日は園児がちびっ子おまわりさんになって啓発グッズを配りますので、ぜひ来場してください!
- ②刑務所作業製品展示 即売会 午後1時
受刑者が製作した刑務所作業製品の展示即売会を併せて開催します。
- 図南あわじ市推進委員会事務局(市役所総務課内)
☎43・5001



▲まな板などの木工製品等



▲写真は製品の一部です

訪問看護ステーションの事務所移転

訪問看護ステーションが、7月13日(月)から、市役所第1別館1階に移転します。

図訪問看護ステーション
☎43・5247
☎43・5347

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦没者等の遺族に対する第十回特別弔慰金の請求を受付中です。

対象の人は、請求期間内に手続きをお願いします。

対象の人は、平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

◆戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(一)父母、(二)孫、(三)祖父母、(四)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

④前記の①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限りません。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(毎年5万円を償還)

請求期限 平成30年4月2日まで

請求窓口 福祉課窓口(市役所本館1階の「7福祉・子育て支援」窓口)

持参するもの 印鑑、申請者身元確認書類(健康保険証、介護保険証など)等

提出書類

①特別弔慰金請求書
②遺族の現況等の申立書
③印鑑等届出書
④請求同意書(同順位者がいる場合)

⑤請求者の戸籍抄本等
⑥その他必要な書類

※①から④の書類は請求窓口で備付けています。⑤は、市民課「2証明書発行」窓口で請求してください

図福祉課 ☎43・5216

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～
「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を...
※お見積もりは無料です

松井開発運輸株式会社 検索

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078